

八王子市公園アドプト制度実施要綱

平成 14 年 4 月 1 日施行

平成 16 年 2 月 1 日改正

平成 28 年 2 月 12 日改正

平成 30 年 3 月 7 日改正

令和 5 年 3 月 10 日改正

(目 的)

第 1 条 この要綱は、「八王子市公共施設アドプト制度に関する基本方針」に基づき、まちへの愛護心の高揚と公園を利用した地域コミュニティの形成及び環境美化を図るため、市民が公園管理者と協働して公園の維持管理を行う「八王子市公園アドプト制度」の実施について、必要な事項を定める。

(参加団体)

第 2 条 公園アドプト制度への参加は、5 人以上の者で構成された団体とする。ただし、市長が特に事情があると認めたときは、この限りでない。

(活動内容)

第 3 条 活動内容は、公園アドプト制度実施細目に定める公園維持活動のうち、双方協議のうえ決定する。

2 公共の利益の反する行為、公共の利益に反する恐れのある行為、政治活動、他の公園利用者や近隣住民に迷惑となる行為及び営業行為をすることは禁止する。

(申 込)

第 4 条 参加を希望する団体は、市長に公園アドプト制度申込書（様式第一号）を提出する。

(協 議)

第 5 条 市長は、前条の申込書の提出があった場合には、活動計画等について参加希望団体と協議する。

(合 意)

第 6 条 前条の協議が整い次第、公園アドプト制度合意書（様式第二号）を締結する。

2 合意の期間は、合意日が属する年度を初年として 3 年目の年度末までとする。

(宣 誓)

- 第7条 参加を希望する団体は、前条の合意書の締結時に、社会的に指摘されている問題を抱えている団体ではない旨を宣誓書（様式第八号）により宣誓する。
- 2 宣誓ができない場合、または宣誓の内容に反する事実が判明した場合、市長は合意を取り消すことができる。

(変 更)

- 第8条 活動計画等、合意の内容を変更する必要があるときは、公園アドプト制度団体登録内容変更届出書（様式第三号）を提出し、双方協議のうえ、合意内容を変更することができる。

(更 新)

- 第9条 合意の期間満了時、合意の期間の更新を希望する参加団体は、公園アドプト制度活動継続合意書（様式第四号）を市長と締結する。
- 2 更新の期間は3年間とする。
- 3 第1項により更新を希望しない参加団体は、合意の期間中に活動場所を原状回復し、市長の確認を得なければならない。確認後、期間満了に伴い活動を終了する。
- 4 その他、市長が特に事情があると認めたときは、双方協議のうえ決定する。

(解 消)

- 第10条 参加団体が活動を終了するときは、活動場所を原状回復し、市長の確認を得なければならない。ただし、市長が特に事情があると認めたときは、双方協議のうえ決定する。
- 2 参加団体は、前項の確認を得た後、市長に公園アドプト制度解消届出書（様式第五号）を提出する。
- 3 合意の期間の満了に伴い活動を終了する場合は、前条第3項のとおりとする。
- 4 市長は、参加団体が第13条各項の指導に従わないときは、公園アドプト制度解消通知書（様式第六号）により合意を取り消すことができる。

(報 告)

- 第11条 参加団体は、各年度末に一年間の活動状況について公園アドプト制度活動報告書（様式第七号）を市長に提出する。

(支 援)

第12条 市長は、参加団体からの申し出があり、必要と認めたときは、参加団体に対して次に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 用具等の支給
- (2) 活動時に身につける腕章等の貸与
- (3) 活動中の事故に対する保険対応
- (4) 参加団体名等を表示する看板の設置
- (5) ごみ等の処理
- (6) その他市長が必要と認めた事項

(指 導)

第13条 市長は、必要に応じて参加団体の活動状況を調査し、その活動に対し指導及び助言を行うことができる。

- 2 市長は、参加団体が第6条の合意内容又は第8条の変更内容を履行しないとき、または逸脱したときは、合意内容又は変更内容に基づく活動を行うよう指導する。
- 3 市長は、参加団体が第11条に基づく報告書を提出しないときは、その提出を指導する。

(表 彰)

第14条 市長は、活動が優良であると認められる参加団体を表彰することができる。

(庶 務)

第15条 この要綱に関する庶務は、まちなみ整備部公園課において処理する。

(補 足)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年2月1日から施行する。

この要綱は、平成28年2月12日から施行する。

この要綱は、平成30年3月7日から施行する。

この要綱は、令和5年3月10日から施行する。